別紙４

非常勤職員の勤続年数の換算について

（１）非常勤職員として児童福祉法第７条に定められた児童福祉施設（※注１）に勤務した期間において、原則、１日６時間以上、週４日以上勤務の場合は、その全てを勤続年数として換算することができることとします。

（２）非常勤職員として児童福祉法第７条に定められた児童福祉施設に勤務した期間において、（１）に規定する勤務時間数、勤務日数に至らない場合の勤続年数については、その旨を特記事項欄に明記し、事務局と協議の上、選考委員会に諮ることとします。

（３）（１）に規定する以外の社会福祉施設等に勤務した勤続年数については、その旨を特記事項欄に明記し、事務局と協議の上、選考委員会に諮ることとします。

（４）その他、上記、（１）、（２）、（３）によらない場合については、そのつど事務局と協議の上、選考委員会に諮ることとします。

（※注１）　児童福祉法第７条に規定されている児童福祉施設

　　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター